

令和5年6月

第14回尼崎市議会定例会議案



## 目 次

### < 予算 >

議案第 5 3 号 令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

### < 条例 >

議案第 5 4 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 5 5 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 5 6 号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について

議案第 5 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 5 8 号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 5 9 号 尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例について

議案第 6 0 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

### < その他 >

議案第 6 1 号 訴えの提起について（土地明渡し等請求事件）

議案第 6 2 号 物件の買入れについて（尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板）

議案第 6 3 号 事業契約について（（仮称）市営若草住宅建替事業）

議案第 6 4 号 物件の買入れについて（化学消防ポンプ自動車）

議案第 6 5 号 物件の買入れについて（高規格救急自動車）



# 予 算



議案第53号

令和5年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度尼崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,819,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,838,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		56,032,264	928,557	56,960,821
	10 国庫補助金	9,212,276	928,557	10,140,833
60 繰入金		3,799,065	17,000	3,816,065
	10 基金繰入金	3,674,507	17,000	3,691,507
65 繰越金		1	18,694	18,695
	05 繰越金	1	18,694	18,695
70 諸収入		7,972,847	854,768	8,827,615
	30 雑収入	7,184,457	854,768	8,039,225
歳入合計		215,019,328	1,819,019	216,838,347

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		114,580,285	678,944	115,259,229
	05 社会福祉費	45,784,513	18,694	45,803,207
	10 児童福祉費	34,028,793	660,250	34,689,043
35 商工費		2,446,260	1,140,075	3,586,335
	05 商工費	2,446,260	1,140,075	3,586,335
歳出合計		215,019,328	1,819,019	216,838,347

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業	17,000



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 3 号 )

議53-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	56,032,264	928,557	56,960,821			
10 項 国庫補助金	9,212,276	928,557	10,140,833			
10 目 総務費補助金	3,785,017	928,557	4,713,574	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	928,557	○ (総合政策局)  補助率 10/10  物価高騰対策にかかる事業実施に伴う補正  928,557

歳入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	3,799,065	17,000	3,816,065			
10 項 基金繰入金	3,674,507	17,000	3,691,507			
05 目 財政調整基金繰入金	1,862,122	17,000	1,879,122	財政調整基 金繰入金	17,000	○ (資産統括局)  補正財源として財政調整基金繰入金を補正 17,000

議53-8

歳 入  
65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	18,694	18,695			
05 項 繰越金	1	18,694	18,695			
05 目 繰越金	1	18,694	18,695	繰越金	18,694	○ (資産統括局) 補正財源として繰越金を補正 18,694

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,972,847	854,768	8,827,615			
30 項 雑 入	7,184,457	854,768	8,039,225			
20 目 雑 入	7,184,455	854,768	8,039,223	あま咲きコ イン販売代 金収入	854,768	○ (経済環境局)  電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用し 854,768  たポイント還元事業の拡充に伴う補正

議53-10

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	114,580,285	678,944	115,259,229	特定財源 643,250 一般財源 35,694			
05 項 社会福祉費	45,784,513	18,694	45,803,207	特定財源 0 一般財源 18,694			
07 目 障害福祉費	17,269,190	14,401	17,283,591	一般財源 14,401	18 負担金、補助及び交付金	14,401	○ 乗合自動車特別乗車証交付事業費（福祉局） 14,401  障害者等に交付している特別乗車証の市助成額を増額することに伴う補正
20 目 老人福祉費	2,603,878	4,293	2,608,171	一般財源 4,293	18 負担金、補助及び交付金	4,293	○ 高齢者バス運賃助成事業費（福祉局） 4,293  高齢者に交付している乗車払カードの市助成額を増額することに伴う補正

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	34,028,793	660,250	34,689,043	特定財源 643,250 一般財源 17,000			
05 目 児童福祉総 務費	18,630,902	660,250	19,291,152	国庫支出金 643,250 一般財源 17,000	11 役 務 費	7,050	○ 子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業 費（こども青少年局） 子育て世帯生活支援特別給付金の対象となら ない子育て世帯に対する「あま咲きコイン」 の給付に伴う補正
					12 委 託 料	91,600	
					18 負担金、補 助及び交付 金	561,600	

議53-12

歳 出  
35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
35 款 商工費	2,446,260	1,140,075	3,586,335	特定財源 1,140,075 一般財源 0			
05 項 商工費	2,446,260	1,140,075	3,586,335	特定財源 1,140,075 一般財源 0			
10 目 商工業振興費	1,851,458	1,001,971	2,853,429	国庫支出金 147,203 その他 854,768	12 委託料	25,859	○ SDGs「あま咲きコイン」推進事業費（経済環境局）  電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の拡充に伴う補正
					18 負担金、補助及び交付金	976,112	
15 目 金融対策費	44,843	138,104	182,947	国庫支出金 138,104	12 委託料	3,104	○ 信用保証料補助金関係事業費（経済環境局）  兵庫県中小企業融資制度の利用に際し必要な信用保証料の一部補助に伴う補正
					18 負担金、補助及び交付金	135,000	

## 2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費	子育て世帯「あま咲きコイン」 給付関係事業	17,000	物価高騰への対応に係る事業の年度内完了が見込めないため



# 条 例



議案第54号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に係る同項各号に掲げる事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した同項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書に記載した事項（その者が当該前年の中途において次項又は同条第3項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、その異動に係る事項については、当該前年の最後に提出したこれらの規定による申告書に記載した事項。以下この項において「前年申告書記載事項」という。）と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項に代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の3第2項中「又は法第317条の3の3第1項」を削り、「に記載すべき」を「に係る同項各号に掲げる」に、「提出した前項又は同条第1項」を「提出した同項又は法第317条の3の3第1項」に、「事項と」を「事項（以下この項において「前年申告書記載事項」という。）と」に、「、前項」を「、前項各号」に、「の規定により記載すべき」を「に掲げる」に、「当該異動」を「前年申告書記載事項と異

動」に、「記載した前項又は同条第1項」を「記載した同項」に改める。

第29条第7項中「が令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合に」を削り、「の記載事項」を「に係る給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）」に改める。

第30条の2の見出しを「（個人の市民税の徴収の方法等）」に改め、同条第2項中「及び森林環境税」及び「又は森林環境税法」を削り、「併せて賦課し、」の次に「及び」を加え、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

附則第10項第3号中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第15項ただし書」を「附則第15条第14項ただし書」に改め、同項第5号中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同項第6号中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同項第7号中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同項第8号中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同項第9号中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項第10号中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項第11号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第14号中「附則第15条第29項」を「附則第1

5 条第 2 8 項」に改め、同項第 1 5 号中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同項第 1 6 号中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同項第 1 7 号中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項第 1 8 号中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項第 1 9 号中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(21) 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項 3 分の 1

附則第 3 4 項を次のように改める。

#### 3 4 削除

附則第 3 7 項を次のように改める。

#### 3 7 削除

附則第 3 9 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 3 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、附則第 4 0 項から第 4 3 項までを次のように改める。

#### 4 0 から 4 3 まで 削除

附則第 4 4 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第 4 0 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号イ中「3, 9 0 0 円」とあるのは「2, 0 0 0 円」と、同号ウ中「6, 9 0 0 円」とあるのは「3, 5 0 0 円」」に改め、附則第 4 5 項中「附則第 3 0 条第 8 項」を「附則第 3 0 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和

7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、附則第51項中「第48条の6第1項に規定する」を「で定める」に改め、附則第54項中「附則第7条第3項に」を「で」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その他市長が必要と認める事項

附則第56項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認める事項

附則第58項中「附則第7条第10項各号に掲げる」を「で定める」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認める事項

附則第61項第5号中「附則第7条第13項に規定する」を「で定める」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認める事項

附則第63項中「附則第7条第8項各号に掲げる」を「で定める」に改め、同項第4号中「令附則第12条第23項各号のいずれか」を「法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等」に、「当該各号」を「当該高齢者等」に改め、同項第7号中「附則第12条第24項に規定する」を「で定める」に、「同項に規定する」を「令で定める」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他市長が必要と認める事項

附則第66項中「附則第7条第9項各号に掲げる」を「で定める」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項に規定する」を「で定める」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) その他市長が必要と認める事項

附則第69項中「附則第7条第11項各号に掲げる」を「で定める」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項に規定する」を「で定め

る」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) その他市長が必要と認める事項

附則第77項中「。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削り、同項を附則第79項とし、附則第76項の前の見出しを削り、同項を附則第78項とし、同項の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）」を付し、附則第73項から第75項までを2項ずつ繰り下げ、附則第72項の前の見出しを削り、同項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定に係る」に改め、同項第4号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に掲げる劇場若しくは演芸場又は同条第4号に掲げる集会場若しくは公会堂」を「法附則第15条の11第1項に規定する特別特定建築物」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認める事項

附則第72項を附則第74項とし、同項の前に見出しとして「（改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）」を付し、附則第71項の次に次の見出し及び2項を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

72 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

7 3 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
  - (1) 第30条の2（見出しを含む。）の改正規定 令和6年1月1日
  - (2) 第27条の2及び第27条の3第2項の改正規定並びに次項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与（尼崎市市税条例第26条第1項ただし書に規定する給与をいう。以下同じ。）について提出する尼崎市市税条例第27条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した当該申告書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第29条第7項の規定は、この条例の施行の日以後に提出すべき給与支払報告書又は公的年金等支払報告書について適用し、同日前に提出すべき給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 この条例による改正前の尼崎市市税条例（以下「改正前の条例」と

いう。) 附則第 3 4 項に規定する特定期間内に取得された同項又は改正前の条例附則第 3 7 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定(尼崎市市税条例附則第 3 8 項に規定する初回車両番号指定をいう。以下同じ。)を受けた改正前の条例附則第 4 0 項又は第 4 1 項に規定する 3 輪以上のガソリン軽自動車に対して課する令和 3 年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた改正前の条例附則第 4 4 項又は第 4 5 項に規定する 3 輪以上のガソリン軽自動車に対して課する令和 4 年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 55 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 40 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「又は」を「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口に規定する移動端末設備（その公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法第 30 条の 4 第 1 項に規定する」に、「利用情報が記録されている」を「同項に規定する利用情報が記録された」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（説 明）

個人番号カード等を利用した各種証明書の交付手数料について、新たな減額要件を追加するため、条例改正が必要であることから、本案

を提出する。

議案第56号

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例  
尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例（平成27年尼崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「100円」を「110円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

阪神バス株式会社等が運行する乗合バスの運賃改定にあたって、高齢者の負担軽減を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 57 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和 27 年尼崎市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年尼崎市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

(尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市子ども・子育て審議会条例(平成 25 年尼崎市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 77 条第 1 項第 1 号」を「第 72 条第 1 項第 1 号」に改める。

(尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部改正)

第 4 条 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例(平成 26 年尼崎市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 58 号

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

尼崎市水道事業給水条例（昭和 35 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 38 条の 2 を削る。

第 42 条の 2 第 1 項中「、政令第 5 条」を「政令第 6 条」に改め、同条第 2 項中「、管理者」を「管理員」に改め、同項ただし書中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 42 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の尼崎市水道事業給水条例第 31 条第 1 項に規定する定例日に計量した使用水量を基礎として算定する水道料金については、なお従前の例による。

（説 明）

水道料金の口座振替割引制度の廃止等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 59 号

尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例について

尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例

(尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止)

第 1 条 尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例（平成 24 年尼崎市条例第 39 号）は、廃止する。

(尼崎市立富松住宅管理基金条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市立富松住宅管理基金条例（平成 25 年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「尼崎市立富松住宅（以下「富松住宅」という。）」を「尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例（令和 5 年尼崎市条例第 号）第 1 条の規定による廃止前の尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例（平成 24 年尼崎市条例第 39 号）第 2 条第 1 項の規定により設置された尼崎市立富松住宅及びその用に供されていた建築物等で現に存するもの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市立富松住宅を廃止するため、条例の廃止等が必要であることから、本案を提出する。



議案第60号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和37年尼崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項各号列記以外の部分及び第1号を次のように改める。

急速充電設備（本体充電設備（その内部で電気を変圧したうえで、電気自動車等（自動車、原動機付自転車、船舶、航空機等で電気を動力源とするものをいう。以下同じ。）を充電する設備（全出力が20キロワット以下であるものを除く。）をいう。以下同じ。）、充電用ケーブルその他充電に必要な設備又は機器をいい、その充電の際にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための機器をいう。以下この条において同じ。）を用いるものに限る。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 屋外に設ける急速充電設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次のいずれかに該当する設備又は機器にあつては、この限りでない。

ア 本体充電設備に係る全出力が50キロワット以下である急速充電設備

イ 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面する急速充電設備

ウ 分離型急速充電設備（急速充電設備のうち、本体充電設備、充電ポスト（充電用ケーブル及びコネクターを収納する設備で電気自動車等を充電する際に当該充電用ケーブルを接続するもの（電気を変圧する機能を有しないものに限る。））であつて、本体充電

設備の外部に設置され、これとケーブルにより接続される設備をいう。以下この条において同じ。) その他充電に必要な設備又は機器により構成されるものをいう。以下この条において同じ。) に係る充電ポスト

エ 消防長が延焼を防止するための措置が講じられていると認める急速充電設備

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型急速充電設備に係る充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための機器をいう。以下この条において同じ。)と」を「が」に、「との接続部に」を「に接続されている状態で」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「措置を講ずる」を「装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等と」に改め、同項第16号中「蓄電池を」を「蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。以下この条において同じ。)を」に改め、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型急速充電設備に係る充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第24条第1項中「で、」を「のうち」に、「おいては、」を「おいて」に改め、同項第4号中「もの」を「場所」に、「危険を」を「危険が」に、「のある」を「がある」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「と表示した」を「の文字を表示した」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「掲げる場所」の次に「におけるもの」を加え、同項第1号中「旨の」を「旨を表示した」に、「消防署長が火災予防上必要と認める措置」を「必要な措置で消防署長が適当と認めるもの」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該防火対象物内における次に掲

げる措置

ア 適当な数の吸い殻容器を設けた適当な数の喫煙所の設置

イ 喫煙所の出入口の見やすい箇所における「喫煙所」の文字を表示した標識の設置

第24条第4項中「前項第2号に掲げる場合において、劇場等に設ける」を「前項（第2号アに係る部分に限る。）の規定により劇場等に喫煙所を設ける場合は、当該」に、「階ごとに」を「当該劇場等の階ごとに、」に改め、同項ただし書中「劇場等」を「当該劇場等」に、「旨の」を「旨を表示した」に、「消防署長が火災予防上必要と認める措置」を「必要な措置で消防署長が適当と認めるもの」に改め、同条第5項中「合計は、」を「合計面積は、当該喫煙所を設ける劇場等の」に、「合計の」を「合計面積の」に、「としなければ」を「の面積でなければ」に改め、同項ただし書中「場所」を「劇場等」に改め、同条第6項中「当該場所」を「当該喫煙等禁止場所」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項の規定により防火対象物の関係者が同項に規定する喫煙専用室標識を掲示したときは、その掲示に係る喫煙所については、第3項の規定により同項第2号イに掲げる措置を講じたものとみなす。

7 第2項又は第3項第2号イに規定する標識の設置に併せて図記号による標識を設けるときは、当該標識は消防長が別に定める様式により作成しなければならない。

第55条第10号中「全出力」を「その本体充電設備に係る全出力が」に、「のもの」を「であるもの」に改める。

付則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、付則第3項の前の見出しを削り、同項を付則第4項とし、同項の前に見出しとして「（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する経過措置）」を付し、付則第2項の次に次の1項を加える。

（指定たばこ専用喫煙室標識を掲示した場合の特例）

3 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則

第3条第1項の規定により読み替えて健康増進法第33条第2項の規定を適用する場合における第24条第6項の規定の適用については、同項中「健康増進法」とあるのは「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法」と、「喫煙専用室標識」とあるのは「指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項及び第55条第10号の改正規定並びに次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の尼崎市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備のうち同項の規定に適合しないものに係る位置、構造及び管理に関する基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### （説 明）

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他



議案第61号

訴えの提起について

土地明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 土地明渡し等請求事件  
2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部  
3 当 事 者 原 告  
尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼 崎 市  
代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

[Redacted defendant information]

同

[Redacted defendant information]

- 4 事件の概要 原告本市は、数年に渡り本市所有の土地へ大量の資材等を置いて不法に占有している被告 [Redacted] に対して、当該土地の明渡しを所定の期限内に行うよう求めたが、被告らはこれに応じないので、当該土地の明渡し及び明渡しに至るまでの当該土地の貸付料の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

- 5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

## 議案第62号

### 物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的  | 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、尼崎市立小学校及び特別支援学校（小学部）の大型テレビを電子黒板に更新するため |
| 2 | 買入れの物件  | 尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板  |
| 3 | 買入れの方法  | 随意契約  |
| 4 | 買入れの金額  | 277,912,800円  |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市中央区京町74京町74番ビル9F<br>株式会社フューチャーイン 関西支店<br>支店長 馬 淵 祐 一   |

### （説 明）

尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。



議案第63号

事業契約について

(仮称)市営若草住宅建替事業について、次のとおり事業契約を締結するため、議決を求める。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 契約の目的 (仮称)市営若草住宅建替事業の実施のため
- 2 契約の内容  
事業場所 尼崎市西川1丁目97番ほか  
事業概要 市営常光寺改良住宅、市営浜つばめ改良住宅、市営浜つばめ住宅、市営西川住宅及び市営西川平七改良住宅の建替及び入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札(総合評価)
- 4 契約の金額 8,230,420,000円
- 5 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社礎、昌平株式会社及び株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ  
代表企業 尼崎市玄番南之町4番地  
株式会社柄谷工務店  
取締役社長 柄 谷 順 一 郎

(説明)

(仮称)市営若草住宅建替事業を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出する。



議案第64号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的  | 消防力を強化し、危険物火災等に迅速かつ的確に対応するため                       |
| 2 | 買入れの物件  | 化学消防ポンプ自動車 1台                                      |
| 3 | 買入れの方法  | 指名競争入札   |
| 4 | 買入れの金額  | 75,350,000円  |
| 5 | 買入れの相手方 | 吹田市豊津町1番31号由武ビル5階C号室<br>長野ポンプ株式会社 大阪営業所<br>所長 東野敏行 |

(説明)

化学消防ポンプ自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。



議案第65号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和5年6月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的  | 消防力を強化し、災害等による傷病者の搬送を迅速かつ的確に行うため              |
| 2 | 買入れの物件  | 高規格救急自動車 2台                                   |
| 3 | 買入れの方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 買入れの金額  | 67,100,000円                                   |
| 5 | 買入れの相手方 | たつの市新宮町井野原276番地の1<br>有限会社岡本ポンプ<br>代表取締役 岡 本 正 |

(説明)

高規格救急自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。